

長期優良住宅法に基づく申請等に対する審査の標準処理期間について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づく申請等に対する審査の標準処理期間は、以下のとおりとします。

ただし、下表の標準処理期間には、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数や、審査に必要な質疑に対する回答に要した日数は含みません。

【新築基準が適用される住宅】

申請の区分			標準処理期間
長期優良住宅建築等計画の認定申請(法第5条)	一戸建ての住宅 併用住宅 ^{※1}	確認書等 ^{※2} 有り	7日
		上記以外	21日
	共同住宅等	確認書等 ^{※2} 有り	14日
		上記以外	35日
法第6条第2項の確認の申出があった場合			上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
長期優良住宅建築等計画の変更認定申請(法第8条)			長期優良住宅建築等計画の認定申請(法第5条)に準ずる
長期優良住宅建築等計画の変更認定申請(譲受人決定)(法第9条)			7日
地位承継の承認申請(法第10条)			7日

【増改築基準が適用される住宅】

申請の区分			標準処理期間
長期優良住宅建築等計画の認定申請(法第5条)	一戸建ての住宅 併用住宅 ^{※1}	確認書 ^{※2} 有り	11日
		上記以外	32日
	共同住宅等	確認書 ^{※2} 有り	21日
		上記以外	53日
法第6条第2項の確認の申出があった場合			上記に加え、建築基準法に定める日数を加算
長期優良住宅建築等計画の変更認定申請(法第8条)			長期優良住宅建築等計画の認定申請(法第5条)に準ずる
長期優良住宅建築等計画の変更認定申請(譲受人決定)(法第9条)			7日
地位承継の承認申請(法第10条)			7日

※1 併用住宅：住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅

※2 確認書等：住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書もしくは住宅性能評価書

注：上表の標準処理期間には、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日までは含みません。